

秋田県公報

目次

公安委員会規則
刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定の規則に関する規則の一部を改正する規則（一〇・補第1号）

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第10号

刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月1日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第1条 刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年秋田県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

第3条を削る。

第4条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第3条とする。

様式を削る。

（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）
第2条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別記様式を削る。

（傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第3条 傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年秋田県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubaranisatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄